

1 策定の目的

川崎市立日本民家園は昭和42(1967)年に開園しました。開園後57年が経過し博物館や文化財をめぐる状況が大きく変化したことから、将来にわたる運営の考え方を示すため「川崎市立日本民家園運営基本方針」(以下「民家園方針」という。)を策定します。

2 策定の背景

(1) 博物館法

「博物館法」が令和4(2022)年に一部改正され、既に登録博物館となっている日本民家園も再登録が必要となりました。登録に当たっては運営の基本的方針を示した書類の添付が求められることになり(第12条)、民家園方針の策定が不可欠です。

(2) 文化財保護法

「文化財保護法」が平成30(2018)年に一部改正され、本市では令和6(2024)年3月に「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定しました。民家園方針はこれと整合を図りながら策定します。

3 施設の概要

(1) 施設の特長

約3万㎡の敷地に25の文化財建造物を展示公開しています。また生活用具等も配置し、様々な角度から日本の伝統的な建築と暮らしについて学ぶことができます。

(2) 多彩な活動

昔話や伝統芸能公演、わら細工や竹細工のワークショップ、夜間公開など、一般の博物館では体感できない環境の中で行う多彩な催しが特色です。

(3) 運営体制

平成25(2013)年度から施設管理業務は指定管理者、学芸業務及び全体統括は川崎市が担っています。

4 目指す博物館像と基本方針

(1) 目指す博物館像

ア 伝える博物館

文化財と伝統文化を次の世代へ確実に伝える博物館づくりを進めます。そのために、デジタル技術も活用して子どもや外国人にも理解しやすい展示、普及活動を実施します。

イ 安全・安心な博物館

利用者にとっても文化財にとっても安全・安心な博物館づくりを進めます。そのために、自然と景観に配慮しながら施設や設備、植栽の整備を実施します。

ウ 人の中心にある博物館

文化財を通して多様な主体が集まる開かれた博物館づくりを進めます。そのために、市民、学校、研究機関、民間団体、関係部署等と連携、協働を進めます。

(2) 基本方針

日本民家園が目指す3つの博物館像を統合する活動原則として次のとおり基本方針を定めます。

「日本のふるさとを未来へ伝える」

日本民家園は、地方出身者が多かった川崎市において市民共通の「ふるさと」創出を目的に出発しました。伝統的な暮らしになじみのない世代や外国人利用者が増えつつある今、わが国の伝統的生活文化を体感できる場、すなわち「日本のふるさと」を伝える場として新たな価値を持ち始めています。日本民家園は、この「日本のふるさと」を未来へ確実に手渡していきます。

5 活動方針

基本方針実現のため、目指す博物館像に基づき活動方針を定めます。

(1) 伝える博物館

ア 収集・保存

- (ア) 文化財建造物の継続的維持
- (イ) 民俗資料及び建築関係資料の収集と保存
- (ウ) 資料保存環境の向上



屋根葺き替え

イ 調査・研究

- (ア) 建築についての継続的調査研究
- (イ) 民俗についての継続的調査研究
- (ウ) 調査研究成果の公開と還元



古文書整理

ウ 展示・教育普及

- (ア) 体感を重視した展示
- (イ) 体験を重視した教育普及活動
- (ウ) 学校教育のニーズに合わせたプログラム



井戸汲み体験

(2) 安全・安心な博物館

ア 防災

- (ア) 耐震対策の推進
- (イ) 防火体制の強化
- (ウ) 豪雨対策と排水整備



防火設備試験

イ 園内整備

- (ア) 管理通路としての園路の見直し
- (イ) バリアフリー化と景観維持の両立
- (ウ) 施設の長寿命化と利用者受入体制の強化



車椅子スロープ

ウ 植栽・植生管理

- (ア) 安全のための倒木対策
- (イ) 展示としての植生の管理
- (ウ) 観光資源としての花木の植樹



倒木被害

(3) 人の中心にある博物館

ア 運営

- (ア) 市と指定管理者との協働による運営
- (イ) ボランティア、市民活動団体との協働
- (ウ) 生田緑地マネジメント会議との協働



市民団体との協働

イ 事業連携

- (ア) 生田緑地各施設との連携
- (イ) 文化財建造物の旧所在地との連携
- (ウ) 大学、建築団体、研究機関との連携



五箇山の芸能

ウ 広報

- (ア) 観光拠点化に向けた広報
- (イ) 伝統的建築技術に関する情報発信
- (ウ) 持続可能な暮らしについての情報発信



伝統技術実演

6 進行管理と評価

博物館法第9条では、「博物館は、当該博物館の運営状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善をはかるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされており、次のとおり進行管理と評価を実施します。

- ・川崎市社会教育委員会議日本民家園専門部会による外部評価
- ・「川崎市総合計画」、「川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」への位置付けによる進行管理と評価